

## 会議録要旨

(1) 会議の名称	平成29年度(第2回)国民健康保険運営協議会
(2) 開催日時	平成29年12月25日(月) 19:30~20:30
(3) 開催場所	あわら市役所 101会議室
(4) 出席委員氏名	関 秀親 委員、林 明美 委員、佐々木 誠三 委員、真杉 智枝美 委員、 坂野 彰 委員、坂井 寿範 委員、西野 暢 委員、中川 智和 委員 伊藤 喜右衛門 委員、大井 尚美 委員 (計10人)
(5) 欠席委員氏名	浅野 耕世 委員、徳丸 敏郎 委員 (計2人)
(6) 出席所管課職員氏名	杉本 市民生活部長 【市民課】 内田(課長)、矢部(課長補佐)、西正(主任)、高橋 【税務課】 吉田(課長補佐) 【収納推進課】 堀江(課長)
(7) 傍聴人	なし
(8) 会議議題	(1) あわら市国民健康保険医療費の状況について (2) 国保制度改革(税率改定)について (3) 第3期特定健康診査等実施計画(案)について
(9) 配付資料	①あわら市国民健康保険医療費の状況について ②国保制度改革(税率改定)について ③第3期特定健康診査等実施計画(案)について
(9) 会議内容の要旨	<u>(1) あわら市国民健康保険医療費の状況について</u> 事務局 現時点では医療費の推移は落ち着いている。 C型肝炎治療者は月平均3人ほどとなり、減少している。 委員 質疑なし  <u>(2) 国保制度改革(税率改定)について</u> 事務局 あわら市では法定外繰入は行っておらず、健全な財政状況である。保険税の算定方式を県は現行の4方式から資産割を廃止した3方式にすると示しているが、現時点での加入者において、資産割をなくした3方式で試算した場合、減額となる世帯より増額となる世帯の方が多くなることが分かった。ま

	<p>た、低所得者層から高所得者層までのすべての階層において増額になる世帯があることが分かった。県の運営方針によって保険料の算定方式を3方式に移行することは決まっているが、目標年次は決まっていない中で、全体の税額が上がらないのに低所得者層の税額が上がるといのもどうかという問題がある。平成30年度は税率の改定は行わず、30年度中に各市町の動向を注視しながら資産割を廃止する時期も含めて、足並みをそろえて実施していきたいと考えている。資産割を廃止する場合は、最高で8万円以上も増額になる世帯があるため、一度に資産割を廃止するのは難しいと考えている。3回ほどに分けて、徐々に廃止していく方向で考えている。また、資産割の廃止の時期については、この協議会で諮りたいと考えている。</p>
委員	<p>一般的に固定資産が高い人は所得も高い人だと考えられ、資産割をなくした場合、高所得者では保険税が低くなり、低所得者は保険税が上がると思われるが、低所得者から高所得者までまんべんなく保険税が上がるといのはどうしてか。</p>
事務局	<p>資産割をなくした場合、その分は所得割で補うことになり、所得の高い人も増えることになる。</p>
委員	<p>なぜ、所得割を廃止しないのか。</p>
事務局	<p>国民健康保険のルールで所得割と資産割は応能割、平等割と均等割は応益割としているが、その割合は、ほぼ1対1と決められている。</p>
委員	<p>資産割をいきなり廃止していくのは難しいため3回ぐらいに分けて廃止していくことだが、3回のスパンはどれくらいになるのか教えて欲しい。</p>
事務局	<p>県は3年後に福井県国民健康保険運営方針の見直しを行い、その後3年間の方針を決めていくとしているが、県の方針と合わせて6年間で見直しを行うこととし、31、33、35と隔年ごとに改定する方法、もしくは最初の3年間は税率を改定せずに、33年度から、34、35と続けて行っていく方法も考えている。今のところ6年と考えているが、県の方針によっては伸びる可能性もある。</p>
事務局	<p>先日11月28日の福井新聞で国民健康保険の保険税が4市で増額という記事が掲載され、その中にあわら市も入っていたので、市民の中には、あわら市も30年度から国保税が上がるのではないかと思われた人もいるかと思う。この新聞記事の標準保険料というのは、実際徴収する保険税ではなく、平成30年度の制度改正後、各市町が県に納付金を納めるために必要な保険税がいくら必要かを算定したものであり、</p>

30年度からの制度改正に伴って新たに発生した言葉である。28年度の標準保険料というのは、28年度の決算の結果により、国や県からの交付金も含めて算定された額で、実際徴収した保険税とは異なる。あわら市の場合、平成24年から28年までの医療費が高かったために国や県から交付金を多く受けたため、新聞に掲載されている28年度の標準保険料は低くなっている。結果的に28年度は余剰金を基金に積むことができている。また、新聞の記事で標準保険料が減額となる他の市町についても、実際には赤字になっている市町については法定外繰入を行っているので、保険税を上げなければならない、今回の新聞記事については、非常に誤解を招く記事になっていた。県は、30年度からの激減緩和のための交付金を各市町へどう配分するかを算定するために、28年度の標準保険料というものを算定している。あわら市は30年度に国保税は上げる必要はないと考えている。

事務局 3月の広報紙において、できるだけ分かり易く周知したいと考えている。

事務局 24年度からあわら市の国保税率は変わっていない。30年度から県に国保の財政運営責任主体が変わっても保険税の総額は変わらないが、資産割をなくすことによって個人間においては保険税の変動がある。それをいつからするかというのがまだ決まっていない。これについては、先に赤字の市町が赤字解消にむけて税率を考えていくことになるが、県はその状況を見て期限をおそらく決めることになると思う。この状況を見てあわら市も決めていく予定である。

(3) 第3期特定健康診査等実施計画(案)について

事務局 第3期特定健康診査等実施計画(案)について説明。

委員 質疑なし